

公募型プロポーザルの公告

グループウェアサーバー更新及び保守管理業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年9月24日

酒田地区広域行政組合
管理者 酒田市長 矢口 明子

記

1. 業務の概要

- (1) 業務名 グループウェアサーバー更新及び保守管理業務委託
- (2) 業務の内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契約方法等 プロポーザルにより選定された契約候補者と委託契約を締結する。
- (4) 契約期間 別紙仕様書のとおり
 - ① 更新業務委託
契約締結の日から令和8年3月20日（金）まで
 - ② 保守管理業務委託（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
令和8年3月21日（土）から令和13年3月31日（月）まで

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は個人事業主若しくは業務を共同連帯して受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体等のグループ（以下「共同企業体」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本告示日の前日までに、酒田地区広域行政組合契約に関する規則（昭和48年組合規則第15号）第2条で準用する酒田市契約規則（平成17年酒田市規則第58号）第27条第3項に規定する令和7・8年度競争入札参加者登録簿において、【物品】の【業種No.6（OA機器）・細目No.1（OA機器・OA機器関連用品）】に登録されていること。

(1)の説明⇒令和7・8年度酒田地区広域行政組合競争入札（見積）参加資格審査申請書を提出する際に、希望する業種に上記の業種を希望し、その内容が、本告示日の前日までに令和7・8年度競争入札参加者登録簿に登録されていることをいう。

- (2) 山形県内に本社又は営業所を有すること。ただし、営業所等に関しては本社より入札の権限を受けていること。

(2)の説明⇒営業所等に関しては、本社より入札に係る権限の委任が書面による委任状によってなされ、その内容が、本告示日の前日までに令和7・8年度競争入札参加者登録簿に登録されていることをいう。

- (3) 公告の日から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(3)の説明⇒法的な禁止措置を受けていないものをいう。

- (4) 酒田地区広域行政組合の指名停止を受けていないこと。

(4)の説明⇒公告の日から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、酒田地区広域行政組合の指名停止を受けていないことをいう。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3. 参加表明手続き

本プロポーザルに参加する意思のあるものは、「グループウェアサーバー更新及び保守管理業務委託 公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）6に定めるところにより必要書類を提出すること。

4. 企画提案書等の提出

企画提案書等は、実施要領7に定めるところにより必要書類を提出すること。

5. 審査方法

提出された企画提案書は、実施要領9に定めるところにより審査し、受託候補者及び次点者を特定する。

6. その他

その他詳細は、実施要領に定めるところによる。実施要領及び各種提出様式は、酒田市ホームページ

(<http://www.city.sakata.lg.jp/bousai/syobokyukyu/shoubounyuusatsu/shobonyuusatu230511.html>)に掲載する。